

「事業再構築補助金」(第12回公募)
『認定経営革新等支援機関による確認書』発行にかかる手続きについて

大阪商工会議所

大阪商工会議所は、「事業再構築補助金」(第12回)申請の相談、ならびに『認定経営革新等支援機関による確認書』(以下、確認書)の発行を下記要領にて実施します。相談・確認書発行は「**成長分野進出枠(通常類型)**」「**コロナ回復加速化枠(通常類型)**」「**コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)**」あわせて**10社限定、予約制・先着順で、定数に達し次第、受付を終了します。**(大阪商工会議所2階経営相談室のみで承り、支部では承りません)

※事前に必ず、[事業再構築補助金事務局HP](#)で「制度概要」「事業再構築指針」「公募要領」等で公募内容を把握し、補助対象事業の要件に該当することをご確認ください。

1. 相談ならびに確認書発行の対象(①~⑦のすべてを満たす必要があります)

- ①大阪商工会議所の会員事業者
- ②大阪府内の中小企業・小規模事業者等
- ③同補助事業の主たる実施の場所が大阪府内
- ④**成長分野進出枠(通常類型)**(100万円~従業員により1,500万円、3,000万円)、**コロナ回復加速化枠(通常類型)**(100万円~従業員数により1,000万円、1,500万円、2,000万円)または**コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)**(100万円~従業員数により500万円、1,000万円、1,500万円)を申請
- ⑤「[GビズIDプライムアカウント](#)」を取得済み、または取得申請中
- ⑥同補助金の事業計画書を作成している
- ⑦同補助金にかかる事業計画の策定に関する**アドバイスと確認書発行の双方を希望**

2. 相談について **※作成作業、作成代行、申請代行は一切行いません。**

事前に作成された事業計画書に対し、2回を限度にアドバイスします。

(1回目を6月20日(木)、2回目を7月10日(水)までに済ませる必要があります)

3. 相談ならびに確認書発行の申し込みから確認書発行まで

- 1) 相談申込書と**確認書発行申込書**([成長分野進出枠\(通常類型\)](#)、[コロナ回復加速化枠\(通常類型\)](#)、[コロナ回復加速化枠\(最低賃金類型\)](#))をダウンロード、ご記入の上、**FAX(06-4791-0444)**してください。確認後、電話をいたします。

※先着順で10社に達し次第、受付を終了します。

- 2) 相談(2回まで) **※下記書類のコピーをご持参願います。**
 - ①電子申請入力項目
 - ②事業計画書
 - ③直近2期分の決算書
 - ④労働者名簿
 - ⑥申請される事業類型毎の要件を確認できる書類
- 3) 大阪商工会議所から電話等での追加確認
- 4) 確認書の発行

4. 注意事項

- ・大阪商工会議所の確認書発行は、補助金の採択を保証するものではありません。
- ・事業計画書等の内容により、大阪商工会議所の判断で確認書を発行しない場合があります。

5. その他

有料での申請書類作成支援を希望されるものの依頼先が無い場合は、下記のいずれかの方法にてご対応いただきますようお願い申し上げます。

- ・[認定経営革新等支援機関検索システム](#)で検索し、依頼する。
- ・大阪商工会議所の会員サムライ業を掲載した「[大阪サムライ検索ウェブ](#)」で認定経営革新等支援機関である土業を選んで依頼する。もしくは「同検索ウェブ」に登録している「[事業再構築補助金の事業計画策定を支援する土業](#)」のリストから選んで依頼する。

【本件問い合わせ】大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 TEL:06-6944-6472 FAX:06-4791-0444